清代鑛業資本に就いて（一）

——丁は利に由つて集り銅は丁より出づ——（雲南の諺）

里井彦七郎

目次

一、まえがき
二、清代鑛業の普及
三、民間鑛業資本の諸階層
(1) 零細資本
A 採掘業資本
B 治金業資本
(2) 豪强・富戸資本
(3) 商人資本
（以上本號）
四、商人資本の分析
五、官僚資本の分析
六、結語

一、まえがき

本稿は清代——鐵・石炭鑛業を基軸とする近代鑛業が開始されるまでの——清代鑛山業に於て、如何なる資本が存在し、如何なる鑛業機構の中で、どの様な勞働者から、どの様に餘剰勞働を收奪したか、をもんだいにする。ここで二三斷わつておきたい。

一つは、此のもんだいに正しく且つ十分に答える爲には、鑛業資本に收奪される勞働者がどんな風に清代社會から析出されて來たか、即ち清代社會の歷史的な分解のし方とその深度が解決されねばならないのだが——何故なら「資本」が「鑛業資本」たり得るには、資本による、何らかの歷史的形態に於ける「勞働者收奪」が前提されねばならず、而もその收奪のし方は、清代社會全般の構成とその分解のし方に係わるから——かかる大きい問題には、觸れ得ないので、主として鑛業にあらわれた限りの勞働者に就いて述べられる。此の意

味で本稿は、清代社會の構成とその分解とを、逆に鑛山業という小さい一點からのぞく事にもなろう。

第二に本稿の題目が示す如く、主に資本の側から考察される。それは筆者の勉強が足りない事の外に、當時の鑛業勞働者は、「無賴の徒」とよばれ、凡そ著述し得る者の關心外にあつて、史料に餘り出て來ないからである。師範という人が、その著「滇海虞衡志」を出版しようとした時、「鑛山の事など馬鹿馬鹿しい。一老砂丁（採掘勞働者）をつれて來てともに話し合つた事はもう知れ渡つている。出版の價値無し」と言われた（四庫全書所收、同志の序文）一事がそれを證明しよう。而も前期的な社會機構の重壓の中でえいえいと鑛石を掘りつづけた砂丁の力は偉大であつた。清末雲南鑛業が壞滅に瀕した時はじめて「銅は丁より出づ」という雲南の諺が上層官僚の意識にのぼり、上奏の中に生き返えつて來るのである。

最後に、歴史的に論じらる可きものを清代に而も主として銅・鉛・銀・鑛業に限られた。これは全く筆者の研究の至らない爲である。

二、清代鑛山業の普及

明の嘉靖年間湖南郴州の鐵・錫・銀鑛業を嚴禁した進士出身の二官僚は、そのことの爲に忠愛祠を建てられ、永くその功績を讃えられた。① 清初に生存した明末の學人、喩國人は「礦廠十害論」を唱えて極力鑛山業に反對したが、② その論點は、鑛業が農業生産力を阻害し、自然經濟的な農村秩序をこわすというに盡きる。湖南興寧縣の二つの銀鑛を採掘したいと云う人民の出願を、嘉慶廿四年、道光四年、咸豐三年、四年、八年、同治元年、三年二月、八月、十二月と頑強に阻止したのは全縣の紳耆であり、同治三年二月の如きは同縣の紳士三百餘名が連合して反對に立ち上つている。③

以上は清代の反鑛業勢力の根強い存在と、その階級的基礎がどこにあるかを物語るほんの二三の例に過ぎない。前期的土地所有にその生存の窮極の基礎を置いた清代支配階級に取つて、鑛業が、農業生産と、その社會的秩序を破壞する限り――そして事實喩國人が極論している樣に、それは米價を騰貴させ、煎淘の惡水を田疇に入れ、墳墓をこわし、山の木塚の木を切り、河道を半破、或いは泥沙で壅滯させて田苗を懷し、所謂奸徒・亡命を聚集して、彼ら支配階級に取つての秩序を亂す事が多いので、その限り鑛業は許し難い産業であ

つた。雍正二年、廣東省で鑛業を許可して窮民に衣食の途を與えたいと主張した、兩廣總督孔毓珣に對して、「夫れ民を養うの道はただ農を勸め、本を務めしむるにあり、若し皆本を捨てて末を逐い肯えて力を畝畝に盡さざれば各省の游手無賴の徒風を望んで至り豈能くその姦良を辨ぜん……」④と云つた雍正帝の言葉は、まさしくその反映に外ならない。

だが、かかる反鑛業勢力の根強い存在にも拘らず、入關直後順治元年に山東省の銀鑛が開かれて以來、山西・陝西・湖南・湖北・江西・浙江・四川・雲南・貴州・福建・廣東・甘肅等の各省に亘つて盛に鑛業が營まれ、その鑛種も金・銀・銅・鐵・錫・黒鉛・白鉛・水銀・硝・石炭等に及んでいる。⑤雍正帝を最も惱まし、彼が極力強壓せんとした廣東省に於てすら、後述する樣に地主・官僚・商人資本・特に後二者の癒着をバックとして絶えず營まれた。國内のみならず國外鑛業にまで資本と勞働力が流出している。交址の都竜銀⑥・銅山は早く、雍正二年、雲貴總督高其倬から中央へ報告され、同八年、政府の公認と保護を受けた商人によつて同鑛山へ精錬劑の黒鉛が賣り出されたが⑦乾隆に至つては湖南桂陽州の彭某が同銀山の企業家として活躍し數十萬の巨富を得歸國した。⑧ビルマの募隆廠は、雍・乾の頃雲南の樂馬廠と比肩した大銀山であつたが、その殷振は中國人場商、呉賢尚に負う所少くなかつたと言われる。⑨同じくビルマの大山廠は江楚人四・五萬が勞働し年に一百萬兩の産額を擧げた。⑩安南の宋星廠へは廣東人が流出した。⑩國内産鑛地の實情に就いてみても、もとは村落とてなかつた雲南蒙自縣の龍樹地方が、「一度鑛産が豐になると四方から來り採鑛冶金に從事する者數萬人を下らず、その七割が楚人、二割が江南人・山陝人之に次ぎ、別省の人之についだ」⑪樣に、或いは、乾隆時代路南州の象羊廠が開かれると「遠近より來る者數千人、數月ならずして荒巔市と成」⑫つた樣に、更に王菘が「廠が豐盛になると、多くの商人、百工衆技が數千里を遠しとせず、蜂の屯するが如く、蟻のむらがる如くにやつて來て廠民に、色々な日常品を供給する。そこには芝居がかり、役者も居ればみだらな女も集り、あわよくば餘澤にあずからんとする山師も居ればこそ盗も徘徊する。その繁華なること都會の區に亞ぐ」⑬と、鑛業町形成の一般的な狀態を傳えている樣に、新開地・雲南のあちこちの山間僻所はたちまち一個の町と化すのである。小鑛山で數萬人と云

い、數千人というは多少の誇張はあろうが、雲南一、從つて清代中國一等の銅産地、東川府の次の人口統計は、上述の有様を裏書きしよう。

年次＼戸種	夷民	漢民	客民	在廠民	府内総計
康39	一、七二九戸	二〇餘戸	一〇〇餘戸	—	一、八四九戸
雍13	—	—	—	—	五、四〇〇戸
乾26	—	—	—	二、四〇四戸	二、八〇三戸

（卷成志府作東川口より隆乾八戸）

因みに、東川府では、もと四川省に屬した頃から鑛業はあつたが、雍正四年雲南省に移管されて後特に會澤縣内の湯丹、碌碌、茂麓等の銅鑛山に於て大々的に採鑛冶金業が勃興した。在廠戸數のみで六十年の間に府内總戸數をはるかに超え、總戸數では六倍強に増加している。かかる事情は同じく新開地貴州に於ても同様であつた。⑭鑛業のより古い歴史を持つ湖南省――特に桂陽・郴の二州ではやや様相を異にし、その冶金業は既存の城鎮及び農村の工業として（後述する様に極めて小規模だつたが）宏範に成立している。たとえば乾隆十八年、桂陽州の全鑛山の監督官であつた通判鮑啓泌は州内の黒鉛冶金業について云つている。「桂陽一州は女、子供に至るまで黒鉛精錬に曉習し、城郷市鎮至る所常燒せられている。家々の日用器具は凡てこれで造られ、平日の柴米油塩は、その黒鉛と交換され、貨幣と同じ役割を果している」⑮と。雲貴との様相の差はあれ、「八寶地」⑯と稱された桂陽州の冶金業普遍化の狀態がうかがえよう。雲貴の僻地を町と化し、冶金業を以て桂陽の城郷を押しつつんで行つた限り清代鑛山業は中國史上曾てない普及を見たといわなければならない。

【註】

①嘉慶重修「郴州總志」卷三十五藝文上・李珊・「忠愛祠記」

②同、卷九礦廠。―（因みに清代鑛山業に於ける廠とは、それ以前の冶場の意味であるが、一般に、採掘場・精錬場を併せて云い、時には「砂廠」といわれ採掘場のみを指す場合もあつた。）

③光緒「湖南通志」卷五十八・食貨四・鑛廠。その他反鑛業勢力について史料は少くないが、
光緒「曲江縣志」卷十二食貨書・外賦など參照。

④世宗憲皇帝實錄・卷二十四・同年九月戊申の條

⑤清代鑛産地とその礦種を見るには「大清會典」が一番便利である。特に光緒會典事例・卷二百四十三、の戸部雜賦金銀鑛課及同卷二百四十四・銅・鐵・錫・鉛鑛課・水銀・硃砂・雄黄礦課、には順治以來の、それらが列擧されている。
但し會典に一つの名でよばれる鑛山も實に多數に分れているのが實情で從つて詳細は、夫々他の史料（特に地志）に依らねばならぬ。

⑥「雍正硃批諭旨」高其倬・雍正二年一月十日の奏。
⑦「乾隆會典則例」卷五十戶部・雜賦・下・落地・牛・馬・豬・羊等項雜課。
⑧同治「桂陽直隸州志」卷二十食貨。
⑨檀萃、「廠記」――（「滇繫」「皇朝經世文篇」「光緒雲南通志」その他所收。）魏源の「聖武記」卷六乾隆征緬甸記に吳賢尙は同廠の場商と稱されている。
⑩趙翼「粵滇雜記」――（小方壺齊輿地叢書第七帙所收）
⑪乾隆「蒙自縣志」卷三廠務
⑫張泓「滇南新語」――（小方壺齊輿地叢書第七帙所收）
⑬王菘「鑛廠採鍊篇」――（「雲南鑛廠圖略」及、光緒「續雲南通志稿・卷四十四食貨志廠務」所收）
⑭光緒「畢節縣志」卷七風俗によると、もと城市を知らず、簡陋異常であつたその地の人達が廠が開かれ、鑄錢局が出來ると、五方から、多數遠集し風俗、華に流れ往日に類せずといわれた。四川省酉陽州にも鐵產と製鍋の爲鑛丁謂集し「儼然たる一都會」が出現したといわれる。――「州志」卷十九、物產志、鐵の條
⑮「湖南省例成案」（以下成案と略稱）戶律倉庫卷十四「飭查桂廠白鉛・黑鉛及綠紫紫坳石壁下等處一切偷漏各條」。
⑯同治「桂陽直隸州志」卷二十貨殖。八寶とは「金・銀・銅・鐵・鉛・錫・水晶・石炭」をいう。

三、民間鑛業資本の諸階層

清朝政府が最初に銅鉛鑛業の民營を公式に許可した康熙十四年の法令では「人民の提出した營業願いを地方官が却下した場合、その人民は中央へ訴え出る事が出來、檢査の結果、成効のある事がわかると、その地方官が革職せられる」事を規定し、[17] 次いで康熙十八年「銅鉛鑛業の出願は先づ地主（＝鑛地所有者）から出す可きだが、地主が無力の場合は同州縣人から願い出る」という法令が出された。[18] そして後者の場合、地主に對して鑛業者から「山」とよばれる「山主への租」＝「地代」が支拂われるのが鑛業者間の不文律であつた。（但し鑛山が官山の場合「山」は支拂う必要がない。）[19] 或いは富者が一山を地主から買い取る場合もあり、[20] 礦區内に於いて採掘權の賣買も行われ、[21] 坑内通風の爲、坑そのものの借貸も行われた。[22] 鑛地と營業權とが「資本」に解放され、「資本」が、「鑛業資本」に轉化し得る條件の一つが準備されていたのである。しからば、如何なる「資本」が鑛地と冶金場を捉えて行つたか。（但し便宜上本章では民間資本に限る）

康熙五十二年、四川省、一碗水地方の鑛山に萬餘人が渭集したので、武官が派兵し驅逐せんとした事がある。武官から上奏を受けた康熙帝は「これら盗掘・無許可冶金のやからは、皆住むに家無く耕すに田の無い貧民で、その僅少の收入でその日暮しをしているのだから、禁止するのは可哀そうではないか。又雲南の鑛山の様に産額が多ければ兵餉の助けになる」として大學士・九卿等に意見の具申を命じた。彼らの答申に曰く、「雲南督撫と湖廣・山西地方商人・王綱明等が夫々本地人民を雇い、鑛業を營む事は構わぬでせうし…本地の窮民が現在業を營んでいる者はしばらく許してやればいいと思います。但し…その地の殷實の民で覇占する者があれば、嚴重に處罰す可きです。」と。帝は之に對して、答えている。「礦産地區で開業の初めに禁止するのはまだしも、貧民が資本を勉辦してやつと衣食しているのを急に禁止すれば、已聚の民は毫も得る所なく事端を生ずる恐れがある…」[23]と。此の一連の事件は次の五つの事を物語つている。

第一は帝の所謂、無室無田の貧民が、僅少の資本を算段して非公認の營業をやつていたのが正式に營業權を認められたこと。――「零細資本」の存在。

第二に、「殷實の民」の資本が、それら零細資本を制壓せんと存在していること。（因みに實録に載せられた此の問題は、一碗水地方の事件に端を發したがたゞちに全國的な問題となり、會典[24]にも法文化された。それによると、大學士等答申の此の部分は「嚴禁本處豪強富戸設廠」となつている。「殷實の民」が、「豪強富戸」と同意義である事がわかる。又會典禁例に記載される程彼らの存在は大きかつたのであろう。）――「豪強富戸」資本の存在。

第三。商人資本がこれら「豪富強戸」資本を更に上から制壓して中央の顯官に運動、すでにその營業權を公認されていること。――「商人資本」の強力な存在。

第四。督撫資本の鑛業に於ける優位的地位。（忠實に實録に從えば、雲南督撫のみの様だがそうでない。）――「官僚資本」の存在。

第五。康熙帝の「貧民」をあわれみ、天地自然の利を民と與にせんという慈悲深い言葉の裏[23]に、鑛業の利――それは、直接的には鑛税（銀納又は現物納）として、間接的には鑄錢材料の低價買い上げを通じて、あらわに實現する――に對する欲望と、その鑛業利益が兵餉＝（軍隊維持費）と密接につなが

つている事とが、かくされていること。

さて此の一碗水地方とは、四川省會理州に屬し、「國初出銀無算」と稱された銀含有の黒鉛鑛山があり、やはり此の年に正式に企業許可がおりている。[25] 一般に、清代鑛山業中、銀鑛業は「千金一擲すること博梟の如し」と稱されている樣に[26]鑛業へ志向する者には好個の夢であり魅惑物であつた。時恰も銀經濟普及の波に乘つた清代、産出無算の此の銀鑛に國初から大小資本が殺到し相互間に角逐あつた爲に先引の問題を引き起し、やがて全國的な問題に發展したのだろう。此の史料を手がかりに、更に他の史料につき、夫々の資本の存在を確め且つ相互間の階層關係を考えたい。その前に次の事を明らかにしておかねばならぬ。

即ち今まで「鑛業資本」と一つに總稱して來たが實は當時の鑛業は原則として採掘・冶金の二部門に分離し從つて鑛業資本は採掘・冶金の兩資本に辨別さる可き事である。實證しよう。雲南銀鑛業への課稅に生課・熟課の二樣式があつた。林則徐によると、前者は迤東道の「硐戸」が賣鑛した時にかけられる稅金、後者は迤西道では「硐戸」の賣鑛にはかけられない代りに、「爐戸」が煎煉した時にかけられる稅金を意味した。[27] これで、雲南銀鑛業では兩業に分離していた事がわかるが、それが銀鑛業のみでなかつた事は「雲南鑛廠圖略」（以下「圖略」と略稱）に、『雲南諸鑛山には「鑲頭」が雇われ、その職分の一つは礦石の賣價を定めるにあつた事。』（同書丁の條）及び『廠民に「硐戸」と「爐戸」の區別が嚴存したこと』及び『硐戸」が賣鑛し、それを買うのが「爐戸」乃至「爐民」とよばれる冶金業者であつた事』[28]（同書、銅政全書詔諭各廠對の條）がはつきり記されてをり、「圖略」は銅鑛業を中心としつつ雲南の銀・錫・白鉛・黒鉛・鐵等のあらゆる鑛業の狀況を傳える一等史料であるから、かかる記載は雲南の諸鑛業に於ける兩業部門の一般的分離を示すと考えていいと思う。「圖略」や、「續雲南通志稿」に引かれている、王菘の「鑛廠採鍊篇」に、「凡そ廠人が利を獲るを發財という」と説明した後、その發財方法として、「礦硐」によるもの以下、「爐火」「貿易」「材藝」「工力」「賭博」とはつきり分類している事も、雲南に於ける兩業分離を側面から證明する。湖南に於ては最もはつきり分離し、採掘業者は雲南の「硐戸」に對して「砂戸人」とよばれるが、冶金業者はやはり「爐戸」といわれ、兩者の間に礦石の賣買關係の成立している事も同樣である。（成案、通志その他州縣志）他省の

例は省略するが、只一つ浙江省處川府、温州府下諸縣の鐵鑛業が「坑戸」「爐戸」に分擔されている事を附加しよう。[29] 勿論殷實の爐戸が採掘業に投資する例もあり、[30] 商人によつて、兩業が統一的に經營される事のあるのも、[31] 無視出來ない。

しかし次章で述べる樣に一般的には兩業は分離され、その分離の上に後述の「頭人組織」がのつかり商人・地主・官僚・層の投資もこの組織を破壞して統一的に把握する事を得ず、その組織を通して鑛業の最下層＝勞働者への收奪が敢行されるのである。

(1) 零細資本

A、採掘業資本

康熙帝が「無室無田の貧民が貲本を勉辦して」と云つた零細資本とは如何なるものか。倪蛻の「復當事論廠務書」[32]（以下「廠務書」と略稱）によると、康熙から雍正にかけて、雲南の銀鑛業では「嗜利の徒」「游手の輩」（鑛山師か。これと次の「課長」「硐領」達が、所謂無室無田の貧民であろう）が採掘願いを地方官に出し、許可が出ると、布政司から、印牌を貰う。此の鑛山師は「廠官」とよばれるが、彼と共に二、三の輩が初めから企業に參劃し、彼らは「課長」「硐領」（頭人の一部。その役割は次章參照）とよばれ、この三者が採掘業開始の日時を出示、宰牛祀山等一定の儀式を行つた後試煎する。此の事が一度傳はるとこの企業に資本を投じ利益分配にあづからんとする者が遠近より「紛來」する。これらが「米分廠客」と呼ばれる出資者である。彼らの一人又は數人の合資によつて硐口を認定し硐丁＝採掘勞働者を雇い、そこではじめて採掘業が始められるのである。雲南の銅鑛山にもやはりかかる資本家がいた。乾隆卅一年雲貴總督楊應琚[33]の奏によると、やはり「無業の徒」が先づ礦脈をさぐり當て、官に願い出て試採、「朋類」（倪蛻の課長、硐領等であろう。）を呼引して「有米の家」に行つて糧米（採掘勞働者へ支給する爲の）を借りる。これら有米者資本は「米分」とよばれ、その「米分」の多少によつて、利益分配の多少が定まるのである。臨安府蒙自縣には三地方に分れた錫銀の産鑛區があり、特に雲南隨一の錫産地であるが、そこでも一つの硐を開くのに十乃至三十多い場合には數十乃至七十の「米分」合資方法が行われていた。[34] さて倪蛻も云う樣に「米分」も一人で負擔する者があり、一概には云へないが概ね小資本であつた事は、彼が米分資本企

業の不安定性を述べた後「大廠は常人の能く開く所でない。院司道提鎭衙門が親信人を派し貲本を擁して前往させ硐丁を招集、米分を屏辭して獨り功をほしいままにする」と述べている事でわかる。有利な大鑛山は官僚資本によつて獨占され、從つて米分資本は大鑛山から疎外された小資本なのである。因みに咸豐時代四川省冕寧縣の銅鉛鑛山では砂丁（採掘勞働者）の零細資本をすら股分として集め業を續けている。[36]又楊の先引上奏によれば、「米分」資本による企業は、數年やつてみて利がないと又他の「有米の家」に押しかけ加借、先の損失を挽回せんとするが結局「礦米」とも烏有に歸したり、廠員（鑛山監督官）から銀米を借りその高利資本を返えせず大きい負債を負うのが一般的狀態だつた事が知られる。「米分資本」が如何に小資本であつたか、又彼らが官僚資本に、除外されるのでなければ、借金の形で如何に隷屬して行かねばならなかつたかが判明しよう。抑々乾隆卅二年の此の楊の上奏は當時かかる小企業が餘りに濫立し、産鑛地の米價が著しく騰貴せる爲、此等小企業を現在營業區域四十里以內[39]に制限せんとして出され、且つ認可されたものであるが、この事は、如何にこれら小企業が濫立したか、從つて如何にかかる弱體企業が多數存在したかを明瞭に物語る。そしてそれとの對比に於て見るなら、此の奏は大資本、大企業擁護策とも思へ、而も、大資本と官僚組織との結びつきが見られる點重要である。實に「鑛地」「營業權」の資本への解放はかかる制限付解放に外ならなかつたのである。

B、冶金業資本

冶金業者が當時一般に「爐戸」と呼ばれた事は既に述べた。（これと礦石の賣買關係に立つ「硐戸」を先項で伏せ、專ら「米分」のみについてふれたのは實は「硐戸」は後述の如き複雜な複合組織を持つので、わざと觸れなかつた。勿論米分資本の零細さはその資本によつて立つ「硐戸」企業の零細と弱體性とを意味する。）抑々此の爐戸はもと賤民＝不自由民であつたのを宋代に良民＝自由民に解放された「烹戸」にその歷史的系譜を持つと思われる。[38]彼等は元・明を經た清代、爐頭や小工に報酬を支拂ひ、且つ鑛石運搬人＝（挑砂人）を雇傭しつつ、採掘業者と礦石賣買關係を結ぶ一應獨立の冶金業者に進展している。（次表及び㊴及㊵參照）賤民→良民→業者への此の「爐戸」の發達系譜はそれ自身の中に中國社會の

發展を體現しているわけである。彼らの中から採掘業への投資者を出すに於ていよいよ、此の彼らの上昇過程は、十分考へられねばならない。而も窮極の所、順調な上昇をたどらず、雇傭勞働を收奪し得る階級には立ち到らないでしまう。(後章及註㊵參照)今その資本と經營の零細性について確認しよう。

湖南桂陽州の白鉛爐戸は爐頭一人、小工二人に報酬を支拂い挑砂人夫を雇う冶金業者であるが彼らは毎日、一爐(罎一百個に礦石二百斤を裝入せる)を用い高々三十斤の白鉛を産出し得るに過ぎない。(郴州のそれは十五斤)。今「成案」戸律倉庫卷十二、辨理礦廠各條規(乾隆十六年)から、その日々の動用資本額・生産費の内譯・税額・純益の表を作成しよう。(1)は爐戸自身の報告、(2)は監督官の報告によるもの。なお、餘鉛の賣價を兩者の報告とも、百斤に就き市價の四兩として換算されているが中央の寶泉寶源二鑄錢局用又は湖南省鑄錢局用として買い上げられる場合――そして往々大半買ひ上げられるのであるが――百斤につき三兩三錢三分しか支拂はれない故その純益はますます少い。㊵

(1)

			價格
生産費	内譯	上砂 20斤	8分
		中砂 50斤	1錢
		下砂 130斤	1錢2分
		石炭	1錢8分
		爐頭一人への工價銀	4分
		小工二人への工價銀計	3分
		以上三人への飯食銀計	6分
		挑砂銀	4分
		罎子,鐵蓋の添補費	2分
	計		6錢7分
産出額			19觔
抽税額			1觔10兩7錢
殘額(餘鉛)			17觔5兩3錢
餘鉛賣上價		(100觔ヲ4兩トシテ)	6錢9分3厘
純益			2分3厘

(2)

	價格
上砂 100斤	4錢
中砂 100斤	2錢
石炭	1錢8分5厘
爐頭一人への工價銀	4分
小工二人への工價銀 計	3分
以上三人への飯食銀 計	6分
挑砂銀	4分
罎子,鐵蓋の添補費	5分
	1兩5厘
	30觔
	1觔10兩7錢
	28觔5兩3錢
	1兩1錢3分3厘
	1錢2分8厘

今彼らの生産の小規模性をはつきりさせる爲に此の表(2)に從ひ且つ一年三百六十日を可働するとして彼らの一年の産額一萬八千斤と純益金全額四十六兩八分と（勿論彼らにも商人に白鉛を密賣する道と白鉛渣を、やはり商人に賣る道はあつたが、それとても決して多額、まして生産規模を擴大するものではなかつた）[41]を次の例と比較してみよう。雍正の頃、貴州省政府が省内の丁頭山廠、外二廠から百斤八・九錢乃至一兩で白鉛を買ひ上げ漢口まで運び京商に賣つた事がある。買い上げ値と漢口までの運賃を加算して百斤につき三兩五錢を省政府が布政司庫から出し、京商への賣價は漢口の市價に從ひ四兩八錢であつた。百斤につき約一兩強の利益率だが、その時の貴州省政府の爐戸からの買い上げ總量は二百萬斤、從つて、一擧に、二萬兩の利を得たのである。[42]二百萬斤の白鉛を買賣して二萬兩の利を得る官僚機構と、一年の總産額一萬八千斤、總收入四十六兩八分の爐戸とを對比すればはじめてその零細性が判然とする。又此の鄂爾泰の上奏は貴州の白鉛爐戸の零細性をも明示している。即ち彼ら三廠の白鉛爐戸は、雲南の鑄錢局を自らの市場とし、それに生産物を百斤につき一兩五六錢で賣る事により再生産を續けていたのであるが、雍正五年雲南鑄錢局の鑄錢量が減じ、且つ雲南羅平州に卑淅、塊澤二白鉛廠が出來それに市場を奪はれた爲、元來大半赤貧であつた彼らは買い手なき白鉛を手持ちして寝かしておけず遂いに、百斤につき八・九錢乃至一兩という低價に値下げして官に賣却せざるを得なかつたのである。大市場・漢口への道を自ら開き得ず、市價の四分の一の値で買い上げられ、そこでの大きい利ざやをたやすく省政府資本に獻じたこの事情は貴州白鉛爐戸の非獨立性と官によるそれへの支配を完全に露呈している。雲南に於ても事情は變らない。外でもない上引、貴州白鉛爐戸から市場（此の場合雲南鑄錢局）を奪う事になつた羅平州の二白鉛廠も乾隆五年には「官收の停止以來外省鉛價日に賤し、既に客販の來廠收賣する無く、爐戸の運銷變售殊に難し」[43]という理由でしばらく精錬事業が中止されてしまつた。その事業が繼續出來るか否かが一に官收、乃至商人の買い上げ如何に係つていた此の事情はやがて彼らが如何なる資本に隷屬しなければならないかを暗示していよう。

雲南銅廠爐戸の在り方も本質的には全く同樣である。今は只「嘉慶會典」巻十五、「雲南清吏司」に載せられた彼らの官僚

資本への一般的な隷屬性を示すにとどめる。「銅廠は、專管の道府より布政司に赴き工本銀兩（冶銅資本）を支領、廠員に轉給、爐戸に經放して銅を辨ぜしむ。上月發本し下月收銅す。」實に彼らは布政司資本を前借りする事によりて營業していたのである。當時最大の鑛業であつた雲南の銅廠爐戸にして然りとすれば全國的な爐戸一般の資本の零細性と官僚及び商業資本への隷屬性はも早や明らかであろう。そして後述する樣にかかる爐戸（及び彼らと礦石賣買關係に立つ零細米分資本）の零細性を基礎にして、商人官僚兩資本の、過酷な收奪が可能だつたのである。

（Ⅰ）豪強富戸資本

次に康熙帝及びその廷臣達によつて「獨占的設廠」を嚴禁された所謂殷實＝豪強富戸資本の存在を確認しなければならぬ。帝による五十二年の嚴禁法令發布に先立つこと卅一年、康熙廿一年に雲南に於て、總督蔡毓榮が、富商大賈とならべて「殷實の民」の鑛業投資を奬勵している。[44] 浙江省西安縣の縣令陳鵬年の「銅山辨」に「公家」の企業と「私目」の企業の別を記し、後者＝民營に就いて「之を主る者は必ず地方の巨奸、これに附する者皆異鄉の匪類」と斷じている。[45] この文章や碑傳集巻七十五所收、彼についての「行狀」「神道碑」「墓誌銘」によると、康熙卅五年、西安縣令に任官した彼は盛に採鑛の害を力陳した反鑛業者であつたからその言葉に多少の誇張はあろうが、やはり康熙卅五年の當時、地方の「巨奸」が「匪類」と共に鑛業に走つた狀況の一班が知られる。田雯の「黔書」（下）[46]「朱砂」の項の最後に賦を附しているのによれば、やはり康熙時代「奇贏の徒」と「廢擧の士」が舟車を驅つて貴州朱砂（水銀の原鑛）の産地に爭趨し、これらが相與に傭工して業を起した事がわかる。官途をあきらめた地方の豪強が、貴州に於てもやはり、「游手」と共に、資本家として登場するのである。雲南に於てはどうか。「滇牘偶存」[47]の「示諭」の條に、「（楚雄府廣通縣）城内の米糧雜貨は全く制錢に賴つて流通している。數日以來城内の錢文缺乏し、將來百貨壅滯の恐れがある。此の原因は各商民が廠利に爭趨し錢を以て鑛山へ礦石を買いに行くからだ」とありこれを嚴禁した最後に「四民の首たる擧・貢・生・監が同樣の行爲をすれば、頂戴を用ひ、先生を號稱するを許さず礦石を賣つた廠民と同列に枷責するぞ」と附け加へている。道光廿四年の事である。楚雄府廣通縣には銀鑛山があり（「圖略」）縣城内の商

民が、擧つて、銀礦を買ひに走廠したのであろうが、「擧・貢・生・監」の士も共に銀鑛山に走つたと推察出來る。

彼らの資力はその政治的勢力と相應じて、往々獨占權をふるつた。河北省房山縣に、李信なる豪強ありその子と共に縣内の礦場を覇占すること一年その間四・五萬兩の銀を獲た。直隷巡撫李維鈞の上奏はその様を「彼らは家人千五、劉二をして場務を董理させ、百姓（を驅つてそ）の稍も違拗あらば非刑拷打」したと傳えている。[48] 康熙末年から雍正にかけての一年である。彼らは、同時に數百人を聚集して石行をも獨占、良民の女を強姦したり、農民に、高利貸付を行ひ房産を強奪したりする所謂典型的な地方豪強であつたが康熙五十二年、設廠嚴禁の對象になつたのはかかる豪強經營に違いない。蓋し、農民を強役し、鑛税の納入を拒否する事は專制王朝とその官僚の機構には許し難い事だから。而も雍正元年の直隷に於ける此の事例は康熙五十二年の禁令の無効を物語る。

もちろん雍正元年の李信父子らは、鑛山業から放逐されたらしい。而も全國的に見た場合豪強の鑛業への投資――勞働者への收奪は止む事はなかつた。雍正帝を最も惱し彼がひたすら禁壓せんとした廣東の例をとれば判然としよう。雍正（七――九年の間）の李萬倉の上奏[49]によると「豪強」が先づ「外方の游手」を産鑛地區の山間村落に「窩匿」し後に砂夫（採掘勞働者）を雇い（游手をして雇はしめたものと思ふ）業を興すのである。此の奏で李萬倉は、彼ら「強丁・巨族・紳衿・豪棍」が、「鑛徒」（游手に統率された採掘勞働者の總稱）に糧食を接濟し、その「盜掘」を恣にする場合、豪強達も「匪」として扱えと主張している。

これら豪強が、游手を匿うのみならず、勞働者への「糧食」供給者として隱然と存在するのである。而もこれら鑛徒＝採掘勞働者こそ往々官憲、多くは軍隊の出動によつて強制的に鑛區から退去させられ、[50] 或いは遠く、湖南にさまよい、衣類を質に入れ、こそ盜を働いて、口すぎする身におちぶれる事があつても、[49] 豪強の鑛業に於ける存在は微動だにしなかつた。

否、同じ廣東の「豪強富戸」は、逆に官僚機構や商人資本と結びつく事によつて、その地位が保證されたのである。卽ち乾隆三年、廣東銅山業に於て總商、副商制が設けられた[51]時、次の様に規定された。「其の各州縣礦山はもと多寡不等に屬す、まさに總副各商を招き、務めて本地殷實の良民を責

め資本を自備して廠に赴き開採せしむ可し」と。(乾隆會典則例卷四十九)。總商と結びついた殷實の民＝豪強富戸の、鑛業への資本投資。

ここでも早や康熙帝とその廷臣によつて、會典に規定された法令は、無効となつたのみならず逆に彼らへの官僚組織による保護と後ろ循が地方政権はもとより會典に法令化されることにより中央に於て確認されたのである。そして又此の乾隆三年の法令は、彼ら豪強が、官僚組織を媒介として密接に商人資本と結合させられていた事を暗示する。以上の諸過程を念頭におきながら商人資本の鑛業に於ける存在を確かめ、且つ、豪強資本との階層關係を考えたい。

(Ⅱ) 商人資本

康熙時代、豪強資本がなお中央政權に公認されなかつた時、すでに大學士等と手を握り公然とその地位を認められていた商人資本。——その代表は商人王綱明であつた。(37頁參照)。一體彼はどんな男か。彼は康熙五十四年、それが八省承辨に歸するまで中央・戸工兩部鑄錢用の紅銅、白鉛(但し國内產の)を一手に承辨していた大商人であり、[52]而も單に買い集める流通商人でなく、湖南郴州九架夾の白鉛鑛山を開採した鑛業商人であつた。[53]此の雍正五年の湖南巡撫布蘭泰の奏によると彼は何年からか不明だが康熙五十三年、「同鑛山の鑛砂が盡きるまで」(實は盡きたのでない。何故彼が此の企業を去つたかは不明)[54]そこに關與した事がわかる。さればこそ康熙五十二年「本地人民を雇ひ」鑛業を營む事を、湖廣・山西鑛業商人代表者として公認されたのであろう。會典に「康熙五十二年湖南郴州の黑鉛鑛、銀母を產有す。商人の工本を除く外、一半を收稅す」[55]とあるが、布蘭泰の先引上奏によると、王綱明が關與した時の九架夾鉛鑛山は白鉛のみを產し、同鑛山から黑白兩鉛を兼採する事を戸部が許したのは、王が去つてから後の雍正四年十月であつたから、會典の此の含銀黑鉛鑛山に、投資した商人は、王ではなかつたと思われる。すると又此の事は王以外の商人の郴州鑛業への關與を意味し、これら諸商人が時を同じうして工本＝資本投資者として鑛業に登場していた事が確認される。王が退いた後、同鑛山は雍正三年に戸部の許可を受けた商人(京商であらう)邱道正・范毓馥等に引きつがれたが[53][56]同四年に黑白鉛兼採が許可された。因みに布蘭泰の先引上奏によると雍正五年「正月」分の同鑛山からの產額は黑鉛一萬千九百斤。そしてこれから銀千九百十九兩が取れ、[57]それを商・官が二等分する。此の一ヶ月の兩者の取り分をや

はり、先項に述べた（白鉛）爐戸の一年の總收入四十數兩と比較するとその大きさが判明する。此の利益をこそ求めて、康雍時代京商の湖南銀鉛鑛への投資が盛行したのである。[58] その鐵・金鑛業へも彼らは進出した。[59] 康雍時代の湖南諸鑛山は諸商人の好投資場に外ならなかつた。

そしてこの事は湖南にとどまらない。雍正の頃、廣東を除く産銅諸省では、資本を「自備した殷實商民」を招く事が開廠の事宜だつたのである。[60] 四川――かつての一碗水問題の時「本地人のみの營業を許す」と規定されたその四川に於いて雍正八年（建昌道管下の）五つの銅山に「四方の殷實商民」が招かれ彼らの資本で開鑛された。（乾隆則例卷四十九）貴州では雍正五年頃巡撫何世琪の許に紛々と商民の開廠願いが屆いた。（硃批諭旨雍正五年閏三月廿六日の項）廣東と竝んで資本の入り難かつた廣西に於ても雍正六年開鑛された時招かれたのは自備資本の商人であつた。[61] 乾隆に入るや、彼らの全般的な進出は強化されたらしい。「乾隆會典」（卷十七戶部雜賦）の「廣西、雲南、貴州は黃金・白金・赤金・錫・鉛・鐵・水銀・丹砂・雄黃を、山西、四川、廣東は赤金・錫・鉛・鐵を、湖南は赤金・錫・鉛・銀・水銀・丹砂を產す。皆商を招いて試採す云々」という記事がその一般的な狀況を示すだろう。[62] もとより點々と小鑛山を移り歩いた小商人資本もあつたが、彼らは往々その重貨を合して投下するのみならず豪強・富戶の資本と合體する事により大資本を形成した。乾隆四十七・八年頃湖南桂東縣に重貨をたずさえ來つた桂陽州の譚某・張某・長沙の周某が、「承商」して、縣內富戶と合資開礦した如く。[63] 或いは一般に郴州の礦商が「貲本を厚挾し富戶を慫慂、合夥して砂夫を招集」した如く。[64] 富戶、商人の合資合體は廣東にとどまらなかつた事を知る。（同時に又この事は所謂豪強富戶が商人でなく地方の富者＝地主階級なる事を反證する。）だがやはり商人資本はそれら大地主資本より大であり且つ鑛業に於いて特權的地位をもつた。

前項に述べた通り、乾隆三年、兩者の合體及び官僚組織との結合が廣東に於ける銅鑛業を捉えたが、その時は銅鑛業に限られ金・銀はむしろ嚴禁された。（乾隆會典則例卷四十九）然るに乾隆五年、「辦銅商人」の自備資本を以てする錫鑛山への進出が許され（同上）着々商人の鑛業に於ける地歩を固めたが、乾隆九年に到つてその獨占的地位を不動にした。即ち「（廣東內）各州縣の鑛山、多きは十數處少きも六數處あり、ただ一總商を招き

それをして自ら副商を招いて協辦もしむのみならば恐らくは資本浩繁、一時に副商を獲招する能わず轉時日を躭延せん。一縣の中もし礦山數處及數十處なる者あらば、連界の處は一商の兼承を許し、其の遠隔にして相連らざるの山は毎山一商の承充するを許さば、在山の工丁は管束に便ならん。もし資本いくばくも無き者あらば、其の合夥同充を聽す！」と、乾隆會典則例（卷四十九戶部雜賦・金銀鑛課）が語る如く、彼らは總（副）商制のみでは包み切れぬ廣大鑛區の獨占權と、工丁＝勞働者管束權とを獲得したのである。且つその鑛種は銅・鉛・銅鉛・鉛銀・銅鉛夾雜金銀砂に擴大されている。又同年の規定はつづけて曰く、「もし鑛少く砂微なる處、商の開採を容るる能わざれば、附近人民の官に報じて開採する事を許す」と。廣大鑛山のみならず優良鑛山を、一般人民小資本とは隔絶的に獨占したのである。最も「資本」の活躍し難かつた廣東省[65]に於ける此の商人の地位は何よりも明らかに一般商人資本の鑛業に於ける獨占性を示すだろう。雲南ではどうか。光緒十三年、巡撫唐炯は「從前の開辦は皆川・湖・江廣の大商巨賈に係り、一廠を開く毎におおむね銀十萬兩、二十萬兩、不等を費す。其時各々鑛師を延き、地脈の衰旺、引路の淺深、結堂の大小、（堂とは大鑛脈を云う「圖略」參照）礦質の佳劣を能く識り、相度既に定まつて然る後施工す。一度開成すれば數十年を歴て取るも竭きず…」[66]と上奏している。此の「從前」は何時を指すか明瞭を缺くが、「軍興」以前である事は此の奏によつて明らかであり又同人の光緒八年の言葉は同じく曾つて外省富商が雲南銅鑛業に大資本を投入せる事を力説し、その時を「軍興」以前の滇省「承平の時」にかけ、咸豐から同治にかけての同省回教徒の亂及び、太平軍の侵入以前、特に雲南銅鑛業が千萬斤以上の産額を擧げた乾隆時代を指していると思われるので、光緒十三年の此の上奏も、同じ時期について言つているのに違いない。更にもし彼の此の奏と、光緒八年の言葉とが正しいとすれば、この商人資本による經營は、十萬兩二十萬兩の大資本を所有したのみならず企業開始以前、先づ正確に探鑛し、採掘精錬の一切の生産手段を所有し、且つ、賃勞働を雇傭しつつ全生産過程を統一的に把握する大經營を思わせる。[67]その企業の構造は機械こそ無いが、あらゆる生産手段を所有した一つの資本が賃勞働の「分業に基く協業」[68]を把握したものであつて、從つてその資本はマニュファクチュアー資本であるらしく思われる。然りとす

れば構造的にも零細資本と隔絶していたのだろうか？

さてここまで清代鑛業民間資本の諸階層の存在と、その相互關係を、史料に即いて略述し最後に商人資本が豪強富戸資本と密接にからみ合いつつも、特に獨占的な地位を占めていた事を論じて來た。そうしてそれとの對比に於て零細資本の在り方を瞥見して來た。而もなお多くの問題を殘している。具體的に、以上諸資本がどの樣な鑛業機構の中で、どの樣に生産を摑んだか。大てい「資本」と共にあつた、游手輩の存在形態は？そし官僚資本の存在形態及び民間諸資本との關係は？且つ又それらの最下層にある鑛業勞働者は？

章を改めて問題を追究しなければならぬ。民間資本中最大最強の商人資本を、構造的に分析しよう。

【註】

⑰康熙會卷典三十五・課程四・雜賦・銅・鐵・錫・鉛・水銀諸課

⑱同右、

なお右二法令は銅鉛鑛業に關してである事に注意。蓋し、此の二金屬が當時の制錢の材料であつた。その法令の主なる意圖が測られよう。制錢と同樣、否それ以上に通貨として流通した銀についての開鑛現定はないが、康熙十九年はじめて、抽稅額が定められている。康熙會典同卷、同項、金銀諸課參照

⑲「雲南鑛廠圖略」「規」の條。以下同書を「圖略」と略稱

⑳「黔記」卷四及び同治、「桂陽直隸州志」・卷二十貨殖

㉑「圖略」「規」の條

㉒乾隆「蒙自縣志」卷三廠務

㉓聖祖實錄・卷二百五十五、康熙五十二年五月庚辰及辛巳の條

㉔乾隆「會典則例」卷五十戶部雜賦・禁例

㉕同治「會理州志」卷九賦役・銅政及び同卷十風土志物產・金石の各條

㉖「圖略」「帑第四、」

㉗「林文忠公政書」丙集、雲貴奏稿「查勘鑛廠情形試行開採摺」

㉘「硐戶」については次章考照。爐戶については次項に述べるが又次章で再述される。

㉙乾隆「會典則例」卷四十九戶部雜賦

㉚光緒「雲南通志」卷七十四、礦廠二、銅廠上・所收同治十三年毓英の上奏。及び、嘉慶「四川通志」卷七十食貨錢法「產銅鉛地方」の條

㉛乾隆「屏山縣志」卷二賦役志稅課。此の事例については㉚の事例と共に次章參照。

㉜皇朝經世文篇卷五十二戶政・錢幣上・所收。

㉝皇朝文獻通考卷十七・錢法・五、所收

㉞同㉒

㉟事實次章で述べる如く商人資本も「米分」投資形式を取つたから「米分」資本凡て零細とは云へない。しかしここではその中に零細經營の多く存在した事を知れば足りる。

㊱咸豐「晃寧縣志」卷五建置志・廠務

㊲四十里以内と云うと廣い樣だが、雲南銅山の大半を占むる小鑛山ではその小さい鑛區が數里乃至數十里にもかけ離れて存在していたこと「圖略」「皇朝經世文篇」光緒「雲南通志」「續雲南通志稿」所收の王大岳「銅政議」に詳しい。從つて此の制限はこれら小鑛業の擴大はおろか死活に關する法令だつたと思われる。ただ實行された確證はなくむしろ政府のこれら小鑛業濫立防止策は成功しなかつた。乾隆末年の「銅政議」がそれを物語る。ここではその濫立の實情と、それの生產擴大の不可能なる事を知ればよい。同時に又大鑛業への政府の保護策にも拘らず大鑛業が一向に小鑛業を制壓し統合し得なかつた事をも側面から實證する。

㊳先引「桂陽直隷州志」卷二十小說の項に「仁宗慶歷中・桂陽監判であつた章佚が、烹丁歌を作り奏つたので詔して免じて民とした」とあるのに據る。これのみで以上の斷定は危險だが宋代の冶場中三割を占めた湖南の中心地桂陽監のかかる實例は、中國全般の現象と考えていいのではないか。御教示を乞いたい。又宋代に於ける佃戶制の成立（大きい農民開放）とも關係があるのではないか。

㊴凡てがそうでなく、家內勞働によつて經營されたと思はれる例もある。次註參。

㊵第一表では爐戶の收入の方が爐頭よりは勿論小工よりも少い。もし爐戶の報告が正しいとすれば、次の二つが考へられる。

(1)爐頭以下の傭工が、實は「家內勞働」でないかという事。――從つて爐戶の雇主性は全然否定される

(2)友人笹本重巳君の意見だが「爐頭」が「小工」を引きつれ來り、却つて爐戶より大きい收入を得るのではないかという事、――從つて爐頭の再吟味が必要である。

(1)(2)とも一應考へられる。というのは(1)については當時湖南桂陽州の、「鍊銅爐戶」「黑鉛爐戶」などに「家室に就いて」――從つて多分家內勞働で仕事をした爐戶のあること。又(2)については爐頭が官の命を受け、爐戶を監督した事例の存すること――（いづれも「成案」參照。）しかも兩表ともはつきり爐頭以下への「工價銀」いくらいくらと記されい、特に挑砂人については成案の同條の驛塩道の言葉によつて鑛區から鑛石を運搬し「錢を得・餬口」した「一等の窮民」のあつた事は嚴然たる事實である。之らを考へ合はせ次の樣に考へる。卽ち爐戶と爐頭との關係は近代的な資本家と勞働者との如き關係ではないにしても、一應爐頭の勞力に對して報酬が爐戶から支拂われ、小工に對しても爐頭を通じてなり或いは直接的に報酬が拂はれたこと、挑砂人は一應被雇傭人として、賃銀が支拂われたこと。從つて之ら三種の人達に對する支拂ひは當然爐戶の收入減となつてあらわれる。それにしても爐戶の收入が、小工のそれよりも少いのはおかしい。これは爐戶が自己の生活の窮境を官に訴へる爲に實收より少く報告したもので彼らの實收は(2)に近いか又は(1)と(2)との中間位でなかつたかと考へるのである。

㊶桂陽州白鉛爐戶と鉛渣の問題は次章で問題にする。

㊷「雍正硃批諭旨」、雍正六年十月廿日、雲貴總督鄂爾泰の奏

㊸乾隆「會典則例卷四十九戶部雜賦・銅鐵錫鉛爐課。

㊹蔡毓榮「籌滇善後事宜疏」――「滇繫」八之三藝文所收

㊺光緒勅修「浙江通志」、卷百六・物產・西安縣の條

㊻「黔南叢書」所收本

㊼東京・東洋文化研究所大木文庫所藏。

㊽「雍正硃批諭旨」、雍正元年五月十八日、直隷巡撫李維鈞の奏
㊾「同右」李萬倉の項
㊿「雍正硃批諭旨」、雍正五年九月廿九日兩廣總督孔毓珣の奏
(51)鑛業に於ける總商制は、官僚殊に各省の上層官僚と結びついた大きい力であつた。後章で雲南のそれに就いて述べる。
(52)「雍正硃批諭旨」雍正十三年六月四日、直隷總督李衛の奏
(53)同、雍正五年閏三月二日湖南巡布蘭泰の奏
(54)註(52)の李衛の奏によると銅鉛の承辦がうまく行かず承辦商人の地位を迫はれている。多分それとも關係があるのだろうが此の大鑛業商人の沒落は商人鑛業資本家の弱體性を示すと思う。
(55)雍正會典卷五十三課程五雜賦鑛課
(56)「雍正硃批諭旨」雍正三年六月廿四日、湖廣應總督楊宗仁の奏
(57)實際は商人の取り分はもつと大きかつた。布蘭泰もこの郴州からの產額報告が實額よりは少いといい、官役の侵分もあるのだろうと再調査を命じている。
勿論これだけの銀が凡て純收入ではないだろう。投資している以上。しかし商人の投資と經營が如何に費用の要らぬものかは次章參照。
(58)乾隆十六年の「湘南郴桂二州礦廠事宜」(「皇朝文獻通考」卷三〇坑治所收)に「康熙雍正年間銀氣旺盛、是を以て從前京商開挖云々」とある
(59)鑛業については「雍正硃批諭旨」湖南辰永靖道王榮の奏に「楚南產鐵各地方、外來の射利の商販悉く近くに就いて爐を設けて鍊す」とあり、金鑛業に就いては乾隆「會典則例」卷四十九・戶部雜賦金銀鑛課によれば雍正正六年靖州治下の金鑛に商人が關與した事は明らかである。
(60)雍正十二年廣東に於ける銅鑛山の商民經營を主張した總督鄂爾達の奏に「各省の開廠事宜にならつて本省地方の殷實商民を招き資本を自備せしめて開採せしめ」たいと云つてゐるから、當時の、廣東以外の各省では、殷實の商と民との資本によつて開採するのが規定であつた事がわかる。――(「皇朝經世文篇」卷五十二戶政錢幣上參照)
(61)「皇朝文獻通考」卷三〇坑冶
(62)嘉慶重修「郴州總志」卷十九礦廠に興寧縣の鐵鑛業について「鐵鑛出ずる所多くなし、稍取れば輒ち盡く。爲に樹木長成の處は商人就いて燒鐵するも、木盡き礦竭くれば又他邑に徙る。この故に長久なる能はず」とある。
(63)同治「桂東縣志」卷八・物產志
(64)先引「郴州總志」卷十九礦廠
(65)註(60)に引いた鄂爾達の上奏に「查するに粵東省の鐵爐五・六十座を下らず、煤山、木山の開挖も亦多し。傭工者數萬人を下らず」とある如く雍正中といへども、鐵・石炭業は、公認されて盛んであつた。又、先項に述べた通り政府の禁壓政策にも拘らず、豪强、富戶資本が絕えず投ぜられ、又後章で明らかにする樣に、特に官僚資本が商人との結合によつて盛んに投ぜられている。從つて、嚴禁時代の雍正中といえども廣東の鑛業に資本が全然投ぜられなかつたのではないが、ひんぴんたる官憲の彈壓があり、多くの障害があつたのである。
(66)「皇朝經世文續篇」、卷二十六、戶政三所收唐炯の「籌議礦務擬招集商股延聘東洋礦師疏」
(67)光緒「雲南通志」卷七十四礦廠二銅廠所收、光緒八年「署總督岑毓英巡撫杜瑞聯議請整頓銅政酌擬章程」
(68)鑛業に於ける勞働形態については次章參照

(一九五〇・二・四・脫稿)

(附記)本稿は昭和廿四年度文部省科學研究費による研究の一部である。